

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 二

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 二

○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (水産業基盤整備課) 二

○岸壁、物揚場及び棧橋の使用並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (道 路 課) 二

○道路の供用開始 (道 路 課) 三

○平成四年宮城県告示第九百八十号（道路の管理に関する協議）の一部変更 (道 路 課) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 三

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 四

○指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築安全推進室) 四

○土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（二件） (下 水 道 課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件） (警察本部会計課) 五

○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投

教育委員会

○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投

教育委員会

○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投

教育委員会

○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投

てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場（周辺区域を含む。）及び有料駐車場を除く。）及び有料駐車場の西側に隣接する県有地の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く。）の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○宮城県仙南総合プールの使用に係る使用料の徴収事務の委託

○宮城県長沼ボート場の使用に係る使用料の徴収事務の委託

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十七年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十八年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十九年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の届出事項の異動届

○宮城県告示第四百十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 告 示

○宮城県告示第四百十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地一	平成二十一年四月一日	平成二十四年三月三十一日

○宮城県告示第四百十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
河南2期	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十三日
桃生町8期	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十七日
大瓜東部	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十六日
多田川	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十八日

○宮城県告示第四百十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十一年四月二十一日から平成二十一年五月五日まで縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 本吉郡南三陸町志津川字権現九十六番の三 阿部 実 本吉郡南三陸町戸倉字津の宮 十八番地 佐藤 正治	本吉郡南三陸町志津川字本浜町百十五番地 宮城県漁業協同組合 志津川支所
加入区 志津川町 加入区	
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	

○宮城県告示第四百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）（第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託の相手方	委託期間
小鯖漁港の指定施設、鮎立漁港の指定施設、松岩漁港の指定施設、波路上漁港の指定施設、浦の浜漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、泊（歌津）漁港の指定施設、伊里前漁港の指定施設、志津川漁港の指定施設、波伝谷漁港の指定施設、桃ノ浦漁港の指定施設、崎漁港の指定施設、桂島漁港の指定施設、閉上漁港の指定施設、荒浜漁港の指定施設、気仙沼漁港の指定施設（浜町棧橋横泊地、魚町三丁目岸壁横泊地、大浦防波堤横泊地、大浦護岸横泊地、小々防波堤横泊地、梶ヶ浦物揚場護岸横泊地、梶ヶ浦胸壁横泊地、梶ヶ浦胸壁横泊地）及び塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）及び女川漁港の指定施設の使用料の徴収	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝百五十一番地の三 雄勝町雄勝漁業協同組合 気仙沼市南町三丁目三番七号 気仙沼漁業協同組合	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
雄勝漁港の指定施設の使用料の徴収	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝百五十一番地の三 雄勝町雄勝漁業協同組合	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
気仙沼漁港の指定施設（魚町三丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び南町岸壁横泊地）の使用料の徴収	気仙沼市南町三丁目三番七号 気仙沼漁業協同組合	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）の使用料の徴収	塩竈市旭町一番一号 塩竈市観光物産協会	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）の使用料の徴収	塩竈市新浜町三丁目三十三番十七号 塩釜市漁業協同組合	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
鮎川漁港の指定施設の使用料の徴収	石巻市鮎川浜丁十六番地 牡鹿漁業協同組合	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場

及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託期間	委託の相手方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	塩竈市
石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	南三陸町
閉上漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	名取市閉上四丁目十四番九号 宮城県漁業協同組合閉上支所
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	巨理郡巨理町荒浜字築港通り二十五番地 宮城県漁業協同組合巨理支所
気仙沼漁港における廃油処理施設の使用料の徴収	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	気仙沼市潮見町二百五十一番地 特定非営利活動法人気仙沼清港会

○宮城県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	名称	地先	開始日時
県道	泉塩釜線	仙台市宮城野区岩切字小児二四番一七地先から 多賀城市南宮字伊勢八七番一地先まで	平成二十一年四月二十二日午後二時
県道	泉塩釜線	多賀城市南宮字八幡四五番二地先から 同市市川字伏石一一番一地先まで	平成二十一年四月二十二日午後二時

○宮城県告示第四百二十二号

平成四年宮城県告示第九百八十号（道路の管理に関する協議）の協議内容を平成二十一年四月十三日付けで変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第五項の規定により、その協議内容を次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号2中「橋りょう」の下に「及び道路の区間」を加える。  
別表第二号の表以外の部分中「橋りょう」の下に「及び道路の区間」を加え、同表に次のように加える。

県道	名称	地先
県道	泉塩釜線	岩切線橋
		宮城県
		仙台市

○宮城県告示第四百二十三号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - 2 名称 ゆりが丘地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称  
大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所所在地  
大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 設立認可の年月日  
平成九年一月二十九日

四 変更認可の年月日  
平成二十一年四月十五日

○宮城県告示第四百二十五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称  
1 種類  
仙塩広域都市計画道路事業

2 名称  
三・一・一三一号 八幡築港線

二 施行者の名称  
宮城県

三 事務所の所在地  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地  
1 収用の部分  
変更なし

2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第四百二十六号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月二十一日

一 名称及び住所  
ハウスプラス確認検査株式会社  
東京都港区浜松町二丁目四番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都港区浜松町二丁目四番一号

三 指定年月日  
平成二十一年四月十三日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年月日  
平成二十一年五月一日

○宮城県告示第四百二十七号  
伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月二十一日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 東 野 真 人

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十一年度 長契阿下管三五〇〇一・B〇三号 流域下水道指定管理者監督・評価業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十一年三月十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 財団法人宮城県下水道公社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 九千九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約  
 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
 平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十一年度 長契阿下管三五〇〇一・二〇四号 県南浄化センター下水汚泥燃料化施設運転・維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三日八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十一年三月十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 エスエヌ環境テクノロジー株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号

五 契約金額 三億九千七百九十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制センター中央装置及び端末機器保守点検業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三日八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

五 落札金額 五千六百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年二月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通信号機制御機等保守点検業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三日八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

五 落札金額 三千八百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年二月六日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場)の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番一号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号 仙台第一タワービルディング

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目五番十七号

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場（周辺区域を含む。）及び有料駐車場を除く。）及び有料駐車場の西側に隣接する県有地の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

一 委託の相手方

宮城郡利府町菅谷字館四十番一号

財団法人宮城県スポーツ振興財団

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く。）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

一 委託の相手方

宮城郡利府町菅谷字館四十番一号

財団法人宮城県スポーツ振興財団

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県仙南総合プールの使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県教育委員会

一 委託の相手方

1 名称

陽光セントラル共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目五番十七号

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県長沼ボート場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

一 委託の相手方

石巻市田道町一丁目六番十八号

宮城県ボート協会

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名

会計責任者

主たる事務所の所在地

届出年月日

高橋せいし後援会	今野 義輝	後藤 尚一	石巻市南境字金沢一	平成二十一年 二月二十三日
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	遠藤 義春	柴田郡大河原町字西浦三一・二	平成二十一年 三月二日
政治結社皇和會	大友 裕次	大友 裕次	遠田郡涌谷町字浦町五二・一	平成二十一年 三月二日
佐々木もりのぶ後援会	松本 齋昭	尾形 幸雄	柴田郡大河原町大谷字見城前五七・二〇	平成二十一年 三月三日
新しい石巻をつくる会	鈴木 康雄	阿部 玄一	石巻市千石町二・三三三	平成二十一年 三月十三日
ちば正次後援会	千葉 道子	堀越由紀子	栗原市築館字横須賀砂子崎九一・一五七	平成二十一年 三月二十三日
三浦のぼる後援会	佐藤 友春	永野 公信	東松島市赤井字川前二二五二・一三	平成二十一年 三月二十三日
大崎市の未来を語る会	氷室 勝好	氷室 功子	大崎市長尾字大天場西九九	平成二十一年 三月二十五日
長谷川博後援会	武田 久夫	武田 久夫	東松島市矢本字大林二九	平成二十一年 三月二十五日
水沢ふじえ後援会	佐々木 透	水澤 俊博	石巻市駅前北通り二・五・九	平成二十一年 三月二十六日
○宮選管告示第五十二号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。				
平成二十一年四月二十一日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一				
(政党の支部)				
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧
自由民主党宮城県電気通信支部	菅野 義勝	会計責任者	五十嵐恒雄	斎藤 八郎
自由民主党軍恩支部	菊地 吉	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町三・五・二二	仙台市青葉区本町三・七・四
社会民主党宮城県第6区支部連合	熊谷 義彦	同	登米市迫町佐沼字中江二・一・七	登米市迫町佐沼字天神前八一・二
自由民主党三本木支部	二瓶 恭一	代表者	二瓶 恭一	高橋 憲明
同	同	会計責任者	高橋 憲明	遠藤 栄悦
			平成二十一年 三月十九日	平成二十一年 三月十九日
同	同	同	同	同
自由民主党宮城県小売酒販支部	鈴木 康雄	会計責任者	鈴木 康雄	柴田 敏夫
(その他の政治団体)				
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧
地域社会研究会	千葉 達	会計責任者	安斎 裕子	宮城 達男
大橋たけお後援会	大橋 健男	同	竹谷 久	緑山 市朗
角田市医師連盟の会	笹森 紀男	同	三澤 誠一	大友 信之
菅原久男後援会	鎌田 金穂	主たる事務所の所在地	栗原市栗駒猿飛来二本木五三	栗原市栗駒猿飛来長楽沢四五
伊藤康志三本木後援会	庄司 操	会計責任者	相澤 久義	高橋 友之
柳橋くにひこ御町後援会	氏家 裕一	代表者	氏家 裕一	奥田 潤一
佐藤いさむ栗原連合後援会	白鳥 豊	主たる事務所の所在地	栗原市築館薬師三・五三・三	栗原市迫字川口日影一五
小岩孝一後援会	小岩 孝一	同	栗原市金成津久毛小迫金沼二二	栗原市金成末野新鹿野下二一
仙台福祉政治連盟	阿部 一彦	代表者	阿部 一彦	大沼 修
濁沼一孝後援会	濁沼 一孝	会計責任者	濁沼 里恵	狩野 秋義
佐々木こうえつ中塚後援会	葛西 純助	同	穴戸 貴	梁川 良雄
さとうみのる後援会	佐藤 和弘	代表者	佐藤 和弘	佐藤 忠四
ありが光子後援会	有賀 光子	主たる事務所の所在地	柴田郡柴田町船岡東二・一六・五	柴田郡柴田町大字上名生字八幡前一三五
日本共産党高見のり子後援会	小原 政昭	同	仙台市宮城野区新田二・一・一	仙台市宮城野区新田二・一・一
阿部久一後援会	佐藤重兵衛	会計責任者	阿部 久良	阿部 傳
安部たかし後援会	安部 務	同	安部まなみ	安部 則子
同	同	主たる事務	宮城県松島町磯	宮城県松島町高
			平成二十一年 三月十九日	平成二十一年 三月十九日

いのち・緑・平和を守るみんなの会	木村 恵保	代表者	木村 恵保	石垣 敦	平成二十一年三月二十三日	宮城野区日本共産党後援会	千葉 強	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区新田二・一・一三	平成二十一年三月二十三日
みやぎ政経懇話会	安部 孝名	称	みやぎ政経懇話会	松 利会	平成二十一年三月二十三日	目黒啓治後援会	引地 芳郎	代表者	引地 芳郎	平成二十一年三月二十三日
跡部昌洋後援会	跡部 浩一	同	跡部 浩一	中川 金雄	平成二十一年三月二十四日	同	同	同	同	平成二十一年三月二十四日
同	同	同	同	跡部 浩一	平成二十一年三月二十四日	同	同	同	同	平成二十一年三月二十四日
同	同	主たる事務所の所在地	黒川郡大衡村駒場字上椎路三七七	黒川郡大衡村大衡字河原六三・七	平成二十一年三月二十四日	大沼かつみ後援会	大沼所左衛門	会計責任者	葉坂 宗市	平成二十一年三月二十六日
佐藤仁一後援会	佐藤 英吾	代表者	佐藤 英吾	小野寺徳男	平成二十一年三月二十四日	菅原勝一後援会	菊地平八郎	代表者	菊地平八郎	平成二十一年三月二十六日
皆川栄幸後援会	岩渕 正憲	同	岩渕 正憲	吉田 文男	平成二十一年三月二十六日	伊藤康志後援会	内田 博美	同	内田 博美	平成二十一年三月二十七日
同	同	同	同	阿部 有子	平成二十一年三月二十七日	同	同	同	同	平成二十一年三月二十七日
同	同	同	同	高橋 敏	平成二十一年三月二十七日	同	同	同	同	平成二十一年三月二十七日
同	同	同	同	大泉 昭彦	平成二十一年三月二十七日	同	同	同	同	平成二十一年三月二十七日
同	同	同	同	佐々木多喜子	平成二十一年三月三十日	同	同	同	同	平成二十一年三月三十日
同	同	同	同	安藤 盛	平成二十一年三月三十日	同	同	同	同	平成二十一年三月三十日
同	同	同	同	佐藤 三重	平成二十一年三月三十日	同	同	同	同	平成二十一年三月三十日
野田幸代後援会	野田 幸代	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区小田原三・四・七	仙台市宮城野区小田原一・四・三四	平成二十一年三月三十日	同	同	同	同	平成二十一年三月三十日

  

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
（その他の政治団体）			
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
高橋せいし後援会	松川 源吉	平成二十年十二月二十日	平成二十一年二月二十二日
佐々木モりのぶ後援会	藤原 富雄	平成二十一年二月十九日	平成二十一年三月三日
ひぐち秀吉後援会	亀山 芳一	平成二十年十二月二十日	平成二十一年三月二十三日
名まさよし後援会	菅原 一之	平成二十一年一月三十日	平成二十一年三月二十四日
田崎敏雄後援会	氏家 正幸	平成二十一年三月二十三日	平成二十一年三月二十四日
大場文雄後援会	千葉 明志	平成二十一年二月二十八日	平成二十一年三月二十五日
佐々木あつし後援会	奥山 啓一	平成二十年十二月三十日	平成二十一年三月二十五日
長谷川博後援会	武田 久夫	平成二十年十二月十日	平成二十一年三月二十五日
KAKUDACHAN	本田 敏昭	平成二十一年三月二十四日	平成二十一年三月二十六日
近藤宗志後援会	菅原 久雄	平成二十年十一月三十一日	平成二十一年三月二十七日
さつき会	千葉 亨	平成二十年十二月二十八日	平成二十一年三月三十日
相馬功一後援会	相馬 功一	平成二十一年三月三十日	平成二十一年三月三十日
寿友政策研究会	佐々木久寿	平成二十年十二月二十八日	平成二十一年三月三十日
登米町佐々木久寿後援会	芳賀 稔	平成二十年十二月二十七日	平成二十一年三月三十日

  

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
本多祐一朗	和久 実	栗野 勝雄	平成二十一年三月三十日
一条光後援会	一条 陸郎	同	平成二十一年三月三十一日
国際勝共連合宮城県本部	鈴木 壽一	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区小田原六・二・二三
小松紀昭後援会	高橋 雅幸	代表者	高橋 雅幸
全国小売酒販政治連盟宮城県支部	鈴木 康雄	会計責任者	鈴木 康雄
〇宮選管告示第五十三号			
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。			
平成二十一年四月二十一日			

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一



追町佐々木久寿後援会 大畑 久男 平成二十年十二月二十七日 平成二十一年三月三十日  
 渡辺せいえつ後援会 後藤 義門 平成二十一年三月十九日 平成二十一年三月三十日  
 丹野政喜を支援する会 丹野 政喜 平成二十年十二月三十一日 平成二十一年三月三十一日  
 千葉輝義後援会 斉藤 栄幸 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日  
 ○宮選挙告示第五十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十六年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 長谷川博後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮選挙告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十七年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 佐々木もりのぶ後援会

報告年月日 平成21年3月3日

1 収入・支出の総額 〇 円

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 長谷川博後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額 〇 円

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○宮選挙告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 佐々木もりのぶ後援会

報告年月日 平成21年3月3日

1 収入・支出の総額 〇 円

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 高橋せいじ後援会

報告年月日 平成21年3月3日

1 収入・支出の総額 〇 円

加賀町選挙区選挙区民会

収 入 支 出 概 算

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 大場文雄後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 近藤宗志後援会

報告年月日 平成21年3月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 佐々木もりのご後援会

報告年月日 平成21年3月3日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 相馬功一後援会

報告年月日 平成21年3月30日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(1) 収入総額 252,538 円

ア 前年繰越額 192,538 円

イ 本年収入額 60,000 円

(2) 支出総額 108,600 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 60,000 円

合計 50 人 60,000 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 101,800 円

(ア) 人件費 35,000 円

(イ) 光熱水費 26,800 円

(ウ) 備品・消耗品費 30,000 円

(エ) 事務所費 10,000 円

イ 政治活動費 6,800 円

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 6,800 円

a 機関紙誌の発行事業費 6,800 円

合計 108,600 円

政治団体の名称 長谷川博後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円

ア 前年繰越額 〇 円

イ 本年収入額 〇 円

(2) 支出総額 〇 円

○同選挙区民会第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十一日



1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	31,354 円		
ア 前年繰越額	31,354 円		
イ 本年収入額	0 円		
(2) 支出総額	31,354 円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
合計	0 円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	6,700 円		
(ア) 備品・消耗品費	6,700 円		
イ 政治活動費	24,654 円		
(ア) 組織活動費	21,354 円		
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,300 円		
a 機関紙誌の発行事業費	3,300 円		
合計	31,354 円		
政治団体の名称 寿友政策研究会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 佐々木久寿			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員			
報告年月日 平成21年3月30日			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0 円		
ア 前年繰越額	0 円		
イ 本年収入額	0 円		
(2) 支出総額	0 円		
(その他の政治団体)			
政治団体の名称 名まさよし後援会			
報告年月日 平成21年1月19日			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0 円		
ア 前年繰越額	0 円		

イ 本年収入額	0 円		
(2) 支出総額			
政治団体の名称 大場文雄後援会			
報告年月日 平成21年3月25日			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0 円		
ア 前年繰越額	0 円		
イ 本年収入額	0 円		
(2) 支出総額			
政治団体の名称 KAKUDACHANGE			
報告年月日 平成21年3月26日			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	186,603 円		
ア 前年繰越額	0 円		
イ 本年収入額	186,603 円		
(2) 支出総額	186,603 円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 寄附			
(ア) 寄附(内訳別掲)			
a 個人からの寄附			
合計	186,603 円		
[寄附の内訳]			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
太田 正明	186,603 円	角田市	
小計	186,603 円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	67,166 円		
(ア) 備品・消耗品費	67,166 円		
イ 政治活動費	119,437 円		





政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 名まさよし後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 大場文雄後援会

報告年月日 平成21年3月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 KAKUDACHANGE

報告年月日 平成21年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 佐々木モリのが後援会

報告年月日 平成21年3月3日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 相馬功一後援会

報告年月日 平成21年3月30日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 田崎敏雄後援会

報告年月日 平成21年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 千葉輝義後援会

報告年月日 平成21年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 渡辺せいえつ後援会

報告年月日 平成21年3月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○頭取渡辺せいえつ

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の開示があった。

平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(その他の政治団体)

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
氷室 勝好	大崎市議会議員	大崎市の未来を語る会	大崎市松山長尾字大天場西九	氷室 勝好	平成二十一年三月二十五日

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(その他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
ありが光子後援会	有賀 光子	主たる事務所の所在地	柴田郡柴田町船岡東二、一六、五	柴田郡柴田町大字上名生字八幡前一三五	平成二十一年三月十九日
みやぎ政経懇話会	安部 孝 名	称	みやぎ政経懇話会	松利会	平成二十一年三月二十三日
野田幸代後援会	野田 幸代	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区小田原三、四、三四	仙台市宮城野区小田原一、四、三四	平成二十一年三月三十日

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十一年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(その他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日
寿友政策研究会	佐々木久寿	平成二十年十二月二十八日	平成二十一年三月三十日
丹野政喜を支援する会	丹野 政喜	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十一日